

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震：J-SHIS、草津市地域防災計画)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年で 17.7% の確率で発生するとされている。

また当市の地域防災計画によると、三方一花折断層帯地震（マグニチュード 7.3 程度）の今後 30 年以内の発生確率は、最大 0.6%、同じく 50 年以内で 1%、100 年以内で 2%。琵琶湖西岸断層帯地震（マグニチュード 7.8 程度）の今後 30 年以内の発生確率は、最大 9%、同じく 50 年以内で 20%、100 年以内で最大 30% となっている。

(洪水ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所が立地する地域で 0.5m 未満の浸水が予想されている。小売業や飲食業が点在する渋川地区で 0.5m から 3m、大路地域、草津地域でも 1m の浸水被害が予想される地域が散在している。また、新草津川沿いでの青地地域付近で 2m から 5m、ロードサイドショップが集中する大津湖南幹線沿いは 0.5m から 3m、国道 1 号沿いは、0.5m から 3m の浸水地域が散見される。製造業の多い山手地域においても、0.5m から 3m の浸水被害地域が見られる。

(土砂災害ハザードマップ)

県による当市の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域によると、山手側の山寺町、馬場町、岡本町、笠山五・七・八丁目、青地町、追分南五丁目～七丁目、桜ヶ丘一丁目～三丁目、五丁目、若草二丁目～四丁目、野路東一丁目～三丁目、野路町において、急傾斜地の崩壊の恐れがあると記載されている。

(大規模事故災害)

当市の地域防災計画によると、雑踏事故、湖上災害事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、毒物劇物事故、危険物爆発事故、大規模火災等、突発的な大規模災害が増加し、多くの人命が失われており、特に地震や風水害等の自然災害と複合した場合、多くの犠牲者の発生が考えられる。

(原子力災害)

当市は福井県に所在する原子力発電所（敦賀、美浜、大飯、高浜、もんじゅ、ふげん等）から最短で 58 km と国や県が示している「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」に含まれていないが、滋賀県で実施された放射性物質拡散予測シミュレーションでは、草津市の一部に放射性雲（プルーム）の影響があると結果が得られている。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症の全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 5, 0 8 9 事業所
- ・小規模事業者数 3, 5 7 1 事業所

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	4 0 2	3 7 8	市内に広く分布
	製造業	3 7 2	2 5 0	市内に広く分布しているが、山手側に大手の工場が集中している。
	卸・小売業	1, 1 7 0	6 2 7	J R の駅周辺および幹線道路沿いに集中
	不動産業	4 8 7	4 8 0	市内に広く分布
	サービス業	1, 7 3 3	1, 0 7 0	J R の駅周辺および幹線道路沿いに集中
	医療・福祉業	4 5 7	3 9 0	市内に広く分布
	その他	4 6 8	3 7 6	市内に広く分布

※上記は 2 0 1 6 年実施経済センサスによる

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

防災計画の策定等

- ・平成 2 6 年度 草津市防災アセスメント調査
- ・平成 2 6 年度 草津市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・平成 2 8 年度 草津市避難所運営マニュアル
- ・草津市地域防災計画・・・必要に応じて、内容を更新
 - 震災対策編 令和 6 年 3 月修正
 - 風水害等対策編 令和 6 年 3 月修正
 - 大規模事故災害対策編 平成 2 4 年 3 月修正
 - 原子力災害対策編 平成 2 9 年 3 月修正

防災訓練の実施

- ・総合防災訓練の実施等（別紙のとおり）
- ・シェイクアウト訓練
- ・草津市減災シンポジウムの開催 平成 2 2 年度から令和元年度まで実施
- ・地区防災計画の策定支援
- ・地元への出前講座、地域で開催される防災訓練への参加（H 3 0 実績 2 8 件）

防災備品の備蓄 各小中学校の防災倉庫に防災備品を備蓄

（小学校全校（1 4 校）整備済み、中学校全校（6 校）整備済み

2) 当商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・保険会社による職員研修
- ・防災用品（ヘルメット）を各職員デスクに設置
- ・草津商工会議所が区分所有する草津市立市民交流総合センターでの防災訓練の実施

II 課題

- ・小規模事業者のBCP計画認定取得が進んでいない
- ・小規模事業者のBCP策定を助言する職員のスキル習得
- ・保険・共済の必要性やリスクの助言・指導の必要性

III 目標

- ・地域内小規模事業者に対し、災害リスクの認識、事前対策の必要性について周知する
- ・専門知識・ノウハウを持った専門家等派遣によるBCP計画策定支援実施時に、職員が同席することでスキル習得にもつなげる
- ・発災時における連絡体制を円滑にするため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、災害リスクや計画策定の必要性等周知セミナーや、事業者BCP（簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進について助言、また、行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する
- ・セミナー等の参加事業者に対する事後支援は、国県等の専門家派遣制度を活用し、個別支援を行う
- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよび、その影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険や共済加入等）について説明する
- ・会報誌（商工くさつ）やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対応の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う
- ・新型インフルエンザ等の対策としてマスクや消毒液等の一定量の備蓄オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境整備のための情報や支援策等を提供する

2) 草津商工会議所の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年1月に事業継続計画（災害時対応マニュアル）を作成している
また、令和6年11月には改定も行っており、今後も必要に応じ計画の見直しを行う

3) 関係団体等との連携

- ・当所会員の損害保険会社や滋賀県中小企業診断士協会等に、セミナー講師派遣や計画策定希望事業者への専門家派遣を依頼する
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等作成状況について確認
- ・内部月例会議において、年に一度本計画の内容について検討し、変更箇所がある場合および当所または当市が必要と認めた場合は協議を行う

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6以上の地震、特別警報(大雨や暴風)等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない
そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員・来客者の安否報告、職員の勤務の可能性の確認を行う
(メール等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府による緊急事態宣言が出た場合は、当市とも協議のうえ、当所における感染症対策を行う

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める
- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報を共有する

(例：被害規模の目安は以下を想定)

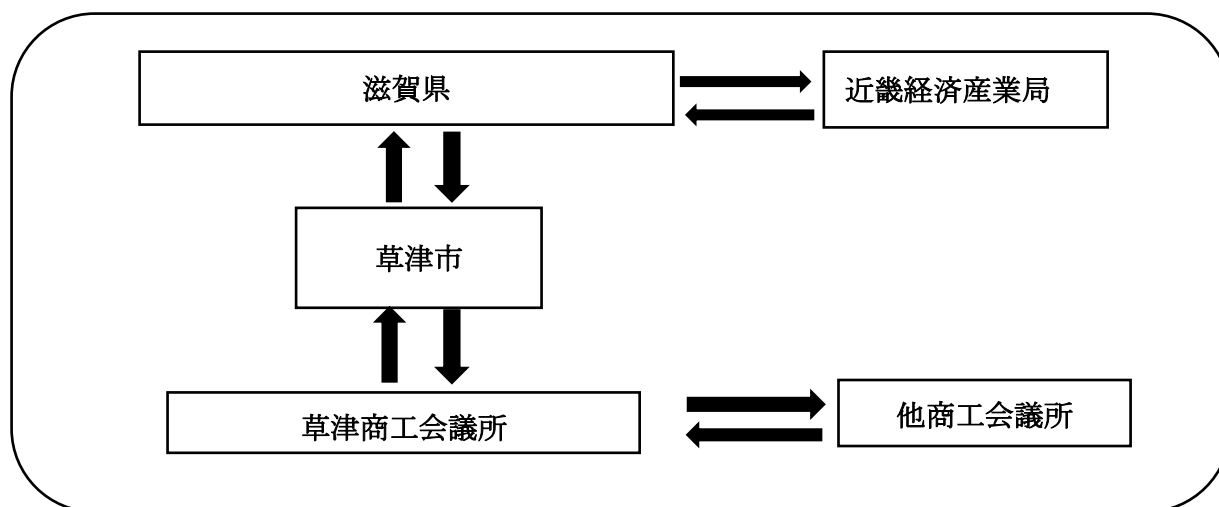
大規模な被害がある	・地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地域内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地域内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地域内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害状況を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 自然災害等発生時に、地域内小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する
- ・ 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく
- ・ 当所と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当所または当市より県へ報告する
- ・ 感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所または当市より報告する



<4. 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援>

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する
- ・ 地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し、当所と当市間で情報を共有する
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当市等の施策）について、地域内小規模事業者へ周知する
- ・ 感染症の場合は、国の基準に応じて相談体制を構築する

<5. 地域内小規模事業者に対する復興支援>

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う
- ・ 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

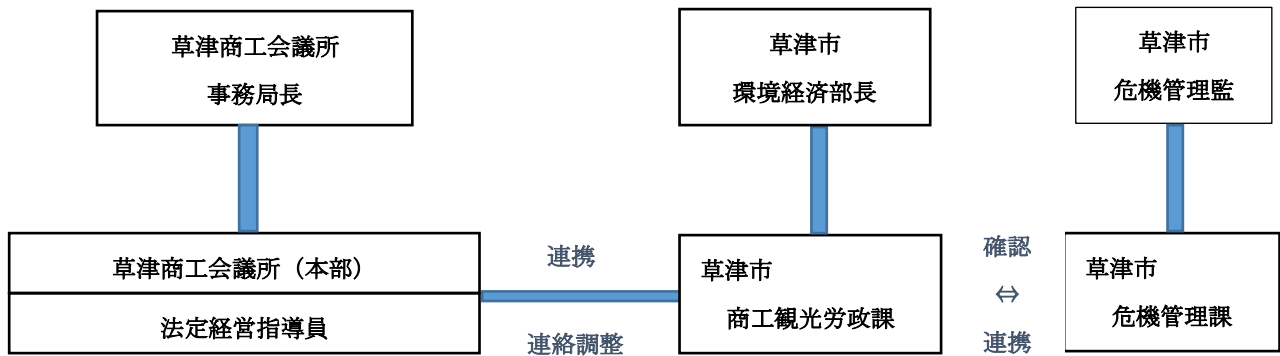
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 1 2 月 9 日現在)

(1) 実施体制 (商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 高橋 貴至 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う。

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

草津商工会議所 経営支援課

〒525-0032 滋賀県草津市大路二丁目 1-35 キラリエ草津 3F

TEL: 077-564-5201 / FAX: 077-569-5692

E-mail: info@kstccci.or.jp

②関係市町

草津市役所 商工観光労政課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

TEL: 077-561-2351 / FAX: 077-561-2486

E-mail: shoro@city.kusatsu.lg.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 窓口相談実施費	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 広報費 (セミナー開催、チラシ作成等)	200	200	200	200	200

調達方法
会費収入、草津市補助金、滋賀県補助金、事業収入